である飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原5 この法律において「特定畜産物等」とは、新用途米穀加工品	4 この法律において「製造事業者」とは、新用途米穀加工品の4 この法律において「製造事業協同組合その他の政令で定める法製造の事業を行う者又は事業協同組合その他の政令で定める法	)をいう。 とするもの(以下「農業協同組合等」という。 成員」という。)とするもの(以下「農業協同組合等」という。 成員」という。)とするもの(以下「農業協同組合その他の政令で定める法人で当該生を行う者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で当該生る。 この法律において「生産者」とは、新用途米穀の生産の事業	第二条 この法律において「新用途米穀」とは、新用途米穀加工品の用途への利用が促進されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。	(目的) (目的) (目的) (目的)	○米穀の新用途への利用の促進に関する法律
	第二条 法第二条第四項の事業協同組合連合会	二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会の、			○米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令
第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げ第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げ(特定畜産物等の範囲)			(新用途米穀加工品の範囲)  「新用途米穀加工品の範囲)  「新用途米穀加工品の範囲)  「新用途米穀加工品の範囲)		○米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則

材料とする加工品であって、農林水産省令で定めるものをいう。 業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員と するもの(以下「促進事業協同組合等」という。)をいう。 この法律において「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事 第三条 法第二条第六項の事業協同組合その他の政令で定める法人 (促進事業協同組合等) 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 次のとおりとする。

新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売の

二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

事業を行う者

加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは っては、生産者、製造事業者及び促進事業者)が、第一号並び 造事業者(促進事業者が第二号ハに掲げる措置を行う場合にあ 生産又は販売の行程を含む。)の総合的な改善を図る事業をいう。 業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあっては、新用途米穀 の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程(促進事 ロ及びハに掲げる措置のすべて)を行うことにより新用途米穀 に第二号イ及びロに掲げる措置のすべて(促進事業者が同号ハ に掲げる措置を行う場合にあっては、第一号並びに第二号イ、 この法律において「生産製造連携事業」とは、生産者及び製 取引関係の確立 生産者と製造事業者との間における新用途米穀の安定的な

前号に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置

用途米穀の生産を図るための措置 方式の導入その他の製造事業者の需要に適確に対応した新 入、新用途米穀の生産に要する費用の低減に資する生産の 新用途米穀加工品の原材料に適する新たな稲の品種の導

の製造の高度化を図るための措置 造の方式の導入又は施設の整備その他の新用途米穀加工品 新用途米穀加工品の製造に要する費用の低減に資する製

の措置であって、米穀の新用途への利用の促進に特に資す 等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るため 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物

品の原材料に適する稲の新品種の育成をする事業であって、米 この法律において「新品種育成事業」とは、新用途米穀加工

8

農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

協業組合、商工組合及び商工組合連合会

消費生活協同組合連合会

一般社団法人

五四

とにより生産された畜産物 新用途米穀加工品である飼料を十日以上継続して利用するこ

二 前号に掲げる畜産物を原材料として製造され、又は加工され セント以上のもの 該畜産物に占める前号に掲げる畜産物の重量の割合が五〇パー た畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもののうち、当 た食品であって、当該食品に占めるその原材料として利用され

穀の新用途への利用の促進に特に資するものをいう。

### (基本方針)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の新

- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 的な事項 一生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本
- に関する重要事項 前二号に掲げるもののほか、米穀の新用途への利用の促進
- 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項四、水田の有効活用、新用途米穀の適正な流通の確保その他の
- して定めるものとする。 に関する技術水準、食料需給の長期見通しその他の事情を勘案に関する技術水準、食料需給の長期見通しその他の事情を勘案

3

- 要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必
- い。 に、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならなに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならなするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するととも、農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようと
- は、遅滞なく、これを公表しなければならない。 6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき

## (生産製造連携事業計画の認定)

第四条 生産者及び製造事業者(促進事業者が第二条第七項第二 第四条 生産者及び製造事業者(促進事業者)は、共同して、生産製造連携事業に関 同組合等にあっては、その構成員の行う生産製造連携事業に関 同組合等にあっては、その構成員の行う生産製造連携事業に関 でるものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作するものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作するものを含む。以下「生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- ばならない。
  生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなけれ
- の代表者の氏名 、住所及び主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、そ 生産製造連携事業計画を作成する者の商号、名称又は氏名
- 二 生産製造連携事業の目標

(基本方針)

**第四条** 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに定める

(生産製造連携事業計画の認定の申請)

大臣に提出しなければならない。 を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産・受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産・ 法第四条第一項の規定により生産製造連携事業計画の認定

- 当亥申青シーようごよる香が去しである場合こは、そつ巨火前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 又はこれに代わる書面当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款
- 票の写し 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民
- 四 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らか最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借
- 五 新用途米穀に係る売買契約書の写し

にした図面

四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 と 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模 と 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業者が事業 業者又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業 経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まに限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まに限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあっては、その措置の内容を含む。)及び実施期間れる場合にあっては、その措置の内容を含む。)及び実施期間れる場合にあっては、その措置の内容を含む。)及び実施期間れる場合にあっては、その措置の内容を含む。)及び実施期間れる場合にあっては、その措置の内容を含む。)及び実施期間れる場合にあっては、その措置の内容を含む。)及び実施期間に関係する施設の種類及び規模

五 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項四 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規

び当該飼料を販売する事業場の所在地う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及う事業場の名称及び所在地並びに当該飼料を保管する施設及関する措置が含まれる場合にあっては、当該飼料の製造を行い当該飼料を販売する事業場の所在地

の調達方法
と生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びそ

その他農林水産省令で定める事項

八

のであると認めるときは、その認定をするものとする。あり、かつ、生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なも、その生産製造連携事業計画が基本方針に照らし適切なもので、 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において

(生産製造連携事業計画の変更等)

**第五条** 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」とい第五条 前条第一項の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定めるところにより、共同して、 は、当該認定に係る生産製造連携事業計画を変更しようと 第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」とい

変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な

(農業改良措置を支援するための措置)

第四条 法第四条第二項第三号の農業改良措置を支援するための指 であって、新用途米穀の生産の高度 の場別であって、新用途米穀の生産の高度

(生産製造連携事業計画の記載事項)

第五条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次

間販売予定数量 期及び申請時点における新用途米穀の年間出荷予定数量又は年 一 生産者が行う新用途米穀の出荷又は販売の事業の開始予定時

る新用途米穀以外の原材料の種類当該飼料の製造の開始年月日並びに当該飼料の製造の開始年月日並びに当該飼料の製造に用いられ当該飼料の製造の開始年月日並びに当該飼料の製造に関一生産製造連携事業に新用途米穀加工品である飼料の製造に関

(生産製造連携事業計画の変更の認定の申請)

請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申第六条 法第五条第一項の規定により生産製造連携事業計画の変更

るとさればならない。

農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る生産とができる。農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定を取り消するとができる。

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(新品種育成計画の認定)

第六条 新品種育成計画が適当である旨の認定を受けることがて、その新品種育成計画が適当である旨の認定を受けることが水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出し水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出している。

なハ。 2 新品種育成計画には、次に掲げる事項を記載しなければなら

- 新品種育成事業の目標
- 新品種育成事業の内容及び実施期間
- 調達方法
  新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその
- と認めるときは、その認定をするものとする。かつ、新品種育成事業を確実に遂行するため適切なものである、その新品種育成計画が基本方針に照らし適切なものであり、3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において

(新品種育成計画の変更等)

の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣という。) は、当該認定に係る新品種育成計画を変更しようとす第七条 前条第一項の認定を受けた者 (以下「認定育成事業者」

- 業の実施状況を記載した書類 当該生産製造連携事業計画に従って行われる生産製造連携事
- 二 第三条第二項各号に掲げる書類

(生産製造連携事業計画の軽微な変更)

更は、次に掲げるものとする。 第七条 法第五条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変

- 、その代表者の氏名の変更認定事業者の商号、名称又は氏名、住所及び法人にあっては
- 生産製造連携事業の実施期間の六月以内の変更
- 未満の増減を伴うもの 調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント三 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその

を及ぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更四 前三号に掲げるもののほか、生産製造連携事業の実施に支障

(新品種育成計画の認定の申請)

- 又はこれに代わる書面 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 票の写し 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民
- 最近一年間の事業内容の概要を記載した書類) 対照表及び損益計算書 (これらの書類がない場合にあっては、三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借

(新品種育成計画の変更の認定の申請)

書を農林水産大臣に提出しなければならない。を受けようとする認定育成事業者は、別記様式第四号による申請第九条 法第七条第一項の規定により新品種育成計画の変更の認定

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2.忍宦穹戍事業者よ、前頁とごし書の農木とる軽微な変更については、この限りでない。

- は出なければならない。 との旨を農林水産大臣に届後な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届と 認定育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽
- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 
  っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 
  っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 
  っていないと認めるときは、その変更後のもの。以下 
  による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下 
  家語種育成計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規 
  の規定による変更の認定又は前項の規 
  の規定による変更の認定とは 
  の規定に係る

(農業改良資金融通法の特例)

第八条 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事 中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構 成する農業者)」とあるのは「その申請者」と、「その経営」と 間接の構成員を含む。次号において同じ。)」と、同項第二号中 株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業 場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは 事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である 認定製造事業者等(第四条第一項の認定を受けた製造事業者又 業(以下「認定生産製造連携事業」という。)に農業改良支援措 条第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は 利用の促進に関する法律第二条第四項の事業協同組合等又は同 者に限る。)をいい、当該認定製造事業者等が米穀の新用途への う認定製造事業者等(同法第八条第一項の認定製造事業者等( 促進に関する法律第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行 第一項第一号中「農業者又はその組織する団体(次号において 資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条 は促進事業者をいう。以下この項において同じ。)又は認定製造 置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う 「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第七条 「農業者等」という。)」とあるのは「米穀の新用途への利用の 当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良

旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にそのただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提

- 状況を記載した書類 当該新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の実施
- 二 前条第二項各号に掲げる書類

(新品種育成計画の軽微な変更)

更は、次に掲げるものとする。 第十条 法第七条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変

- 新品種育成事業の実施期間の六月以内の変更
- 満の増減を伴うもの 達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未 一 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調
- およぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更三 前二号に掲げるもののほか、新品種育成事業の実施に支障を

農業改良資金融通法第二条(前項の規定により適用される場業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農あるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進にあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に

一 農業改良資金高退決第二条(育項の規定により返用される場合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。という。)にあつては、十二年)」とあるのは、「十二年」とする場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中、下半する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中、下半する場合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例)

第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一年のとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について 2 認定事業者がその認定を受け、又は同条第二項の規定による の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の届出をしたとき 届出をしなければならないものについては、これらの規定による 届出をしなければならないものについては、これらの規定による 届出をしたものとみなす。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例)

第十条 製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記ればならないものについては、これらの規定による届出をしたければならないものについては、当該生産製造連携事業計画に記ればならないものについては、これらの規定による届出をしたればならないものについては、これらの規定による届出をしたればならないものとみなす。

飼料の製造の事業についての飼料の安全性の確保及び品質の改は、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたとき2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について

善に関する法律第五十条第一項又は第四項の規定による届出を をしたものとみなす。 しなければならないものについては、これらの規定による届出

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例

第十一条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 る業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げ (平成三年法律第五十九号) 第十六条第一項の規定により指定

加工又は販売の事業を行う者(次号において「食品等製造業 金の借入れに係る債務を保証すること。 者等」という。)が実施する認定生産製造連携事業に必要な資 法律第二条第一項に規定する食品等をいう。)の生産、製造、 食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する

一 認定生産製造連携事業を実施する食品等製造業者等に対し 必要な資金のあっせんを行うこと。

前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

する。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と る場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及びが前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われ 取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの

	る 業 務 げ 号 七	一 号 二十四 条第 二十五 第二十五 第二十三条
進法第十一条第一項第一号に掲げる業務第十七条第一号に掲げる業務のび利用促	務 げ 号 条 第 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	一項 第十九条第
掲げる業務 掲げる業務 十一年法律第二十五号。以下「利用促進十一年法律第二十五号。以下「利用促進途への利用の促進に関する法律(平成二途への利用の促進に関する法律(平成二分の利用の促進に関する業務及び米穀の新用	業 掲 一 号に お	一項 一項 条第

第三十二	第二十二	号 第二十五条
一条 四第二十	条       一項第十	三条この節
読み替えて適用する第二十四条利用促進法第十一条第二項の規定により	読み替えて適用する第二十三条第一項利用促進法第十一条第二項の規定により	この節若しくは利用促進法

### (種苗法の特例)

第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種をいい、当該律第八十三号)第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるとこ成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- をいう。次項第一号において同じ。)をした者その出願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成
- る場合において、その品種登録出願をした使用者等次項第二号において「従業者等」という。)が品種登録出願をすることが定められていらかじめ同項に規定する使用者等(以下この条において「使らかじめ同項に規定する使用者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「職務育成品種)という。)が育成した同条第次項第二号において「従業者等」という。)が育成した同条第次項第二号において、その品種登録出願をした使用者等

種育成事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品

2

### (出願料の軽減)

第五条 法第十二条第一項の規定により出願料の軽減を受けようと第五条 法第十二条第一項の規定により出願料の軽減を受けようとを証する書面を添付して、農林水産大臣 果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣 保証 法第十二条第一項の規定により出願料の軽減を受けようと

- 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- う。)の種類及び当該出願品種の名称年法律第八十三号)第二条第一項に規定する農林水産植物をい一 申請に係る出願品種の属する農林水産植物(種苗法(平成十一
- 四 出願料の軽減を受けようとする旨
- 規則その他の定めの写し 申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する職務育成品種 (次条第二項第一条に規定する使用者等 (次条第二項第二号において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務に規定する使用者等 (次条第二項第一号に法第八条第一項に規定する職務育成品種 (次条第二項第一号に法第八条第一項に規定する職務育成品種 (次条第二項第一号に規定する後業者 申請に係る出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者
- 相当する額を軽減するものとする。 法第六条第一項の規定により納付すべき出願料の額の四分の三に農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があったときは、種苗

3

### 録料の軽減)

する者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る登録第六条 法第十二条第二項の規定により登録料の軽減を受けようと

### (出願料軽減申請書の様式)

様式第五号により作成しなければならない。「令」という。)第五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記第十一条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(以下

### (登録料軽減申請書の様式)

六号により作成しなければならない。 第十二条 令第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第

(国の施策)

定する登録品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品定する登録品種の育成をした者 (この登録品種の育成をした者) での登録品種の育成をした者 (この登録品種の育成をした者) での登録品種の育成をした者 (この登録品種の育成をした者) であるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。 ここの登録品種の育成をした者 (これの登録品種の育成をした者) に改称するときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。 これの登録品種の育成をした者

者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用 出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場 合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業 合において、その品種登録出願をした使用者等以した品種登録出願の 出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場 合において、その品種登録出願をした使用者等がした品種登録出願の というのである。 とがした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用 をしたが定められている場 は、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が 2

に提出しなければならない。果に係るものであることを証する書面を添付して、農林水産大臣品種が認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成

- 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- する品種登録をいう。)の番号申請に係る登録品種の品種登録(種苗法第三条第一項に規定
- 登録料の軽減を受けようとする旨
- る書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされ、法第十二条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する
- ることを証する書面申請に係る登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であ
- 他の定めの写し 義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名に、申請に係る登録品種についてあらかじめ使用者等が品種登録

の登録料の額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分農林水産大臣は、第一項の申請書の提出があったときは、種苗

3

# (出願料軽減申請書等の添付書面の省略)

第十三条 令第五条第一項又は第六条第一項の申請書(以下「出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した規定する申請に係る出願料軽減申請書等に接って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面又は令第六条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

(確認書の交付)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲 第十八条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を 第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産 第十六条 農林水産大臣は、認定事業者又は認定育成事業者に対 第十五条 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成 第十四条 国は、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 第十三条 国は、米穀の新用途への利用を促進するため、情報の 内において政令で定める日から施行する。 たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項 従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をし 省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任す 状況について報告を求めることができる。 適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 計画に従って行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業の 必要な資金の確保に努めるものとする。 計画に従って行われる生産製造連携事業又は新品種育成事業に を講ずるとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義に対す 提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策 の刑を科する。 ることができる。 る国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 し、認定生産製造連携事業計画又は認定新品種育成計画の実施 (施行期日) (報告の徴収) (指導及び助言) (資金の確保) (権限の委任) 附 則 抄 る。 この政令は、 附 則 法の施行の日(平成二十一年七月一日)から施行す 第一条 この省令は、 第十五条 法第四条第一項、同条第三項(第五条第四項において進 用する場合を含む。)、第五条第一項から第三項まで及び第十六条 施行する。 うことを妨げない。 農政局長に委任する。 農政局の管轄区域内のみにある生産者及び製造事業者(促進事業 者が法第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行う場合にあっては に規定する農林水産大臣の権限で、その主たる事務所が一の地方 生産者、製造事業者及び促進事業者)に関するものは当該地方 (権限の委任) (施行期日) 附 則 抄 法の施行の日(平成二十一年七月一日)から ただし、農林水産大臣が自らその権限を行

	」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法に施行期日) (施行期日) (平成二五年一一月二二日法律第七六号) 抄附 則 (平成二五年一一月二二日法律第七六号) 抄		(施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日)	附 則 (平成二二年四月九日法律第二三号) 抄第1条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
			第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。	附 則(平成二十二年四月二十三日政令第百二十七号)抄
別記様式第1号 (第1条関係) 別記様式第1号 (第9条関係) 別記様式第2号 (第6条関係) 別記様式第1号 (第6条関係)	附則(平成二十七年四月十六日農林水産省令第四十四号)	する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本(施行期日) 側(平成二十四年七月六日農林水産省令第四十号)抄附 則(平成二十四年七月六日農林水産省令第四十号)抄	十月一日)から施行する。 十月一日)から施行する。 この省令は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業	附 則(平成二十二年四月二十三日農林水産省令第三十六号)

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

別記様式第6号

(第12条関係)

#### (施行期日)

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

規定公布の日次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の

『畳〉(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過

### ~ 六 略

限る。) 同号 用の促進に関する法律第十一条第一項(第一号に係る部分に用の促進に関する法律第十一条第一項(第一号に係る部分に 附則第二十六条の規定による改正前の米穀の新用途への利

#### 八 略

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

定める。 し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関

則(令和元年五月七日農林水産省令第一号)

附

(施行期日)

第

一条。この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(経過措置)

	この政令は、令和四年四月一日から施行する。	
	附 則(令和三年九月三日政令第二百四十六号) 抄	
第一条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当第一条 この省令の施行の際現にある旧様式によるものとみなす。 は、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (経過措置) (施行期日) (施行期日)		
附 則 (令和二年十二月二十一日農林水産省令第八十三号)		
		附 則 (令和二年一二月九日法律第七四号) 抄 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (地行期日) (地行期日) (地行期日) (地行期日) (地行期足、第四条の改正規定、第十五条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条第一項の改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条第一項の改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十五条第一項の改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定、第二十二条の改正規定がに附則第五条、第十条及び第十一条の規定 令和四年四月一日
分の間、これを取り繕って使用することができる。2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類		